

令和3年3月31日

## 人事院事務総長

「処分説明書の様式および記載事項等について」の一部改正について（通知）

「処分説明書の様式および記載事項等について（昭和35年4月1日職職—354）」の一部を下記のとおり改正したので、令和3年5月1日以降は、これによってください。

なお、同日前に発令された処分に係る処分説明書を同日以後に交付する場合の処分説明書の様式及び記載事項等については、なお従前の例によることができます。

## 記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1 (略)	1 (略)
2 処分説明書の記載事項及び記入要領については、次に定めるところによる。	2 処分説明書の記載事項及び記入要領については、次に定めるところによる。
一 「1 処分者」の欄について	一 「1 処分者」の欄について

(イ) (略)

(ロ) 「氏名」の欄には、処分者の氏名を記入すること。

二・三 (略)

(イ) (略)

(ロ) 「氏名」の欄には、処分者の氏名を記入し、官印を押すこと。

二・三 (略)

(教示)  
 1. この処分についての審査請求は、国家公務員法第90条及び人事院規則13-1の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して3箇月以内に、人事院に対して、することができません。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができません。  
 2. この処分についての処分の取消しの訴えは、国家公務員法第92条の2の規定により、審査請求に対する人事院の裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、人事院の裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
 ① 審査請求があった日から3箇月を経過しても、人事院の裁決がないとき。  
 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
 ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。  
 この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する人事院の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません。ただし、この期間内であっても、人事院の裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができません。  
 (注) この処分を行った者が行政執行法人に所属する者である場合にあっては、この処分の取消しの訴えの被告及び訴訟において被告を代表する者は、その者が所属する行政執行法人及びその長となります。

文書番号		
1 処分者		
官 職	氏 名	
2 被処分者		
所属部課	氏名（ふりがな）	
官 職	級及び号俸	
3 処分の内容		
処分発令日 年 月 日	処分効力発生日 年 月 日	処分説明書交付日 年 月 日
根拠法令	処分の種類及び程度	
国家公務員倫理法第26条による承認の日 年 月 日	刑事裁判との関係 起訴日 年 月 日	国家公務員法第85条による承認の日 年 月 日
処分の理由		
-----		
-----		
-----		
-----		

(教示)  
 1. この処分についての審査請求は、国家公務員法第90条及び人事院規則13-1の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して3箇月以内に、人事院に対して、することができません。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができません。  
 2. この処分についての処分の取消しの訴えは、国家公務員法第92条の2の規定により、審査請求に対する人事院の裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、人事院の裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
 ① 審査請求があった日から3箇月を経過しても、人事院の裁決がないとき。  
 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
 ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。  
 この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する人事院の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません。ただし、この期間内であっても、人事院の裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができません。  
 (注) この処分を行った者が行政執行法人に所属する者である場合にあっては、この処分の取消しの訴えの被告及び訴訟において被告を代表する者は、その者が所属する行政執行法人及びその長となります。

1 処分者		
官 職	氏 名	
2 被処分者		
所属部課	氏名（ふりがな）	
官 職	級及び号俸	
3 処分の内容		
処分発令日 年 月 日	処分効力発生日 年 月 日	処分説明書交付日 年 月 日
根拠法令	処分の種類及び程度	
国家公務員倫理法第26条による承認の日 年 月 日	刑事裁判との関係 起訴日 年 月 日	国家公務員法第85条による承認の日 年 月 日
処分の理由		
-----		
-----		
-----		
-----		

以 上